

第5回

平成28年5月19日

著作者

誰が何を 権利として主張できる？

白鷗大学
杉山 務

著作者

14条～16条

著作者とは、著作物を創作する者

保護の対象となる著作物を独自に創作する者であれば、大人であることや専門家である必要はなく、子供でも一般の者でも著作者となり得る

2条1項2号 著作者 著作物を創作する者をいう。

著作権者とは、著作権の権利を有する者

著作物が創作されると**創作した者が著作権者**となるが、この著作権は譲渡することができ、著作者から譲り受けた者が著作権者となり、**著作者と著作権者が異なる**こととなる

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

著作者の推定

14条～16条

著作物に氏名が表示されていれば**著作者**と推定
 <雅号, 筆名, 略称(変名)が周知であれば推定>

夏目漱石<夏目金之助>
 『吾輩は猫である』『こゝろ』



藤子・F・不二雄<藤本 弘>

藤子不二雄[Ⓐ] <安孫子 素雄>



3

著作者の規定

第二節 著作者 (著作者の推定)

14条 著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「**実名**」という。)又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの(以下「**変名**」という。)として**周知のものが著作者名**として通常の方法により表示されている者は、その著作物の**著作者と推定**する。

(職務上作成する著作物の著作者)

15条 法人その他**使用者**(以下この条において「**法人等**」という。)の**発意**に基づきその法人等の業務に**従事する者が職務上作成**する著作物(プログラムの著作物を除く。)で、その法人等が自己の著作の**名義の下に公表**するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に**別段の定めがない限り**、その法人等とする。

2 法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

(映画の著作物の著作者)

16条 映画の著作物の著作者は、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者を除き、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の**全体的形成に創作的に寄与した者**とする。ただし、前条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

4

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

14条～16条

職務著作

以下の条件を満たせば、法人が著作者

- ① 使用者(法人)の発意
- ② 職務上作成
- ③ 使用者(法人)の名前で公表
プログラムについてはこの要件は不要
- ④ **別段の取り決めがない**

例. 新聞記者が書いた新聞記事
公務員が書いた白書などの報告書

使用者には、法人格を有しない自治会やPTAのような団体も含まれる

5

講習資料職務著作

知財高裁181019

会社から派遣されて工業会名義で公表した講習会資料は、職務著作と言えるか。

講習会資料の表紙の「高砂熱学工業(株)システム部部长X」との記載は、講師がXであることを表示しているにすぎず、肩書に「高砂熱学工業(株)」という記載があったとしても、Xが所属する会社名を表示するにすぎないものであって、会社の著作名義に結び付かない。

講習資料集として、**工業会の作成名義の下**にまとめられて一つの冊子となり受講生に配付されているものであるから、資料は、会社の著作名義で公表されたと認めることができず、Xがその著作者というべきである。

6

著作者

著作者とは、著作物を創作する者

14条～16条

映画の著作

職務著作でない場合，制作，監督，演出，撮影，美術等を担当して映画の**全体的形成**に創作的に寄与した者

※ 原作，脚本，映画音楽など，映画の中に「部品」などとして取り込まれている著作物の著作者は，全体としての「映画」の著作者ではないから，映画の著作者とはならない

7

青い海のまち・みさわ

東高判050909
最二判081014

映画製作者が映画の著作物の著作権を取得するためには，著作物と認められるに足る**映画が完成することが必要**であるから，いまだ完成されていない映画について製作者が著作権を取得することとはなく，**未編集の状態であるフィルム**については，著作物と認めるに足る映画はいまだ存在しない
撮影収録された映像が，それ自体で創作性，著作物性を備えたものというべき場合，当該フィルムに撮影収録された**映像著作物**の著作権は，監督としてその撮影にかかわった**著作者に帰属**する



wiki

8

共同著作

著作物を共同で創作する者

14条～16条

共同著作

二人以上の者が共同して著作物を創作した場合、各人の寄与分を分離して個別に利用できない著作物については、共同で著作者となる。

権利行使は、共同で行い、権利の保護期間は最後に死亡した著作者の死亡時から起算

分離できる

歌詞と楽曲、小説と挿絵、原作と作画
事典の担当分野

出来ない

囲碁対局棋譜、座談会



藤子不二雄

9

キャンディ・キャンディ

東高120330



翻案権、放送権、氏名表示権

原作者



漫画家



争点: 連載漫画の登場人物の絵のみ
を利用する行為に対して原作者としての権
利が及ぶか

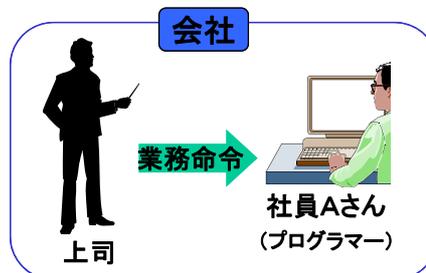
原作者は、二次的著作物の一部の利用に関しても、それが
原著作物の内容を覚知できる部分かどうかに関わらず、二
次的著作物の著作者と同様の権利を有するから、原作者は
、マンガ家と同様、漫画の登場人物の絵のみを複製する行
為に対しても、著作権侵害を理由として差止め等を求めるこ
とができる

10

著作権は誰か 1

会社の命令で社員がソフトを職務上作成した場合

著作権者は、**会社か**
社員か



A) 一般的には、**会社(法人)のもの**

原則論では実際にソフトを作成したAさんだが、著作権の管理、法律関係を簡潔にし、著作物の利用を促進するため、下記の3つの**条件**が成立する場合、会社(法人)のものとなる

- ① 会社の発意に基づき、社員が**職務上作成**したものであること
- ② 会社が自己の著作名義の下に**公表**すること(ただし、プログラムの場合は公表しなくても良い)
- ③ 作成時における契約、勤務規則、その他に**別段の定め**がないこと

11

著作権は誰か 2

複数人(A, B, C)が共同でソフトを作成した場合

著作権者はだれか



全員が著作権者

共同著作物とみなされ、著作権はA, B, Cの3人全員で一つ存在するソフトを利用したいDは、A, B, C全員から許諾を得る必要があり、A, Bから許諾を得てもCが許諾に反対すれば利用できない

ただし、著作権の円滑な利用を図るため、Cは**正当な利用**なく、許諾の同意を拒めない(65条3項)

12

著作権者は誰か 3

A社の委託を受けて外部のB社がソフトを作成した場合

著作権者はA社か、B社か



著作権者は、原則B社

著作権は著作者が著作物を創作すると同時に無方式で発生するので、原則、著作者＝著作権者

ただし、A社が委託時に、「B社の制作した作品の著作権はA社に譲渡したものとする」等の契約を交わした場合は除く

13

RGBアドベンチャー事件

最二150411

「法人等の業務に従事する者」に当たるか否かは、法人等の指揮監督下において労務を提供するという実態にあり、支払う金銭が労務提供の対価であると評価できるかどうかを、業務態様、指揮監督の有無、対価の額及び支払方法等に関する具体的事情を総合的に考慮して、判断すべきである。

被上告人は、1回目の来日の直後から、上告人の従業員宅に居住し、上告人のオフィスで作業を行い、上告人から毎月基本給名目で一定額の金銭の支払を受け、給料支払明細書も受領していたのであり、しかも、被上告人は、上告人の企画したアニメーション作品等に使用するものとして本件図画を作成したのである。

これらの事実を、被上告人が上告人の指揮監督下で労務を提供し、その対価として金銭の支払を受けていたことをうかがわせるものとみるべきである。

14

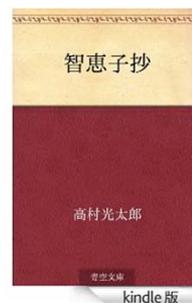
智恵子抄事件

最三050330

高村光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認される

本件編集著作物である「智恵子抄」は、詩人である高村光太郎が既に公表した自らの著作に係る詩を始めとして、同人著作の詩、短歌及び散文を収録したものであって、その生存中、その承諾の下に出版されたものであることは、原審の適法に確定した事実である。

そうすると、仮に光太郎以外の者が「智恵子抄」の編集に関与した事実があるとしても、格別の事情の存しない限り、光太郎自らもその編集に携わった事実が推認されるものであり、したがって、その編集著作権が、光太郎以外の編集に関与した者に帰属するのは、極めて限られた場合にしか想定されないというべきである。



智恵子抄 [Kindle版]
高村 光太郎 (著)
Kindle 価格: ¥ 0

15

江差追分事件

最一判130628

翻案権、放送権、氏名表示権

北の波濤に唄う

ノンフィクション書籍

NHKTV番組：「ほっかいどうスペシャル・・・江差追分のルーツ・・・」

NHKTV番組

争点：プロローグの翻案にあたるか



にしん御殿

既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらない。

本件ナレーションは、本件著作物に依拠して創作されたものであるが、本件プロローグと同一性を有する部分は、表現それ自体ではない部分又は表現上の創作性がない部分であって、本件ナレーションの表現から本件プロローグの表現上の本質的な特徴を直接感得することはできないから、本件プロローグを翻案したものとはいえない。

16

どこまでも行こう VS 記念樹

真高140906

本質的な特徴を直接感得できる編曲は同一性保持権を侵害

著作権法は、楽曲の「**編曲**」(2条1項11号, 27条)について、特に定義を設けていない。言語の著作物の「**翻案**」が、既存の著作物に依拠し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が既存の著作物の表現上の本質的な特徴を**直接感得**することのできる**別の著作物**を創作する行為をいう
(最高裁130628 江差追分事件)

「**編曲**」とは、「**原曲**」に**依拠**し、かつ、その表現上の本質的な特徴の同一性を維持しつつ、具体的表現に修正、増減、変更等を加えて、新たに思想又は感情を創作的に表現することにより、これに接する者が原曲の**表現上の本質的な特徴を直接感得**することのできる別の著作物である楽曲を創作する行為をいう

どこまでも行こう：昭和41年にブリヂストンのCM
中学校の音楽教科書に収録され、長く歌い継がれる大衆歌謡ないし唱歌

どこまでも行こう
道は厳しくとも
口笛を吹きながら
走って行こう



編曲権及び氏名公表権を侵害

平成15年3月11日 上告を却下

ま と め

ご清聴 ありがとうございました。

杉 山 務